Ⅱ 男女共同参画関連用語解説

用語	内容
アンペイド・ワーク	家事、育児、介護、看護等の直接に貨幣の支払われない無償労働のこ
Unpaid work	とをいう。「非市場」の、すなわちフォーマルな労働市場の外で行われ、
	国の就業や所得統計に反映されないか、過小にしか評価されていない活
	動を指す。
育児・介護休業法	育児や介護のための休業制度について定める法律。正式名称は「育児
	休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」
	という。92 年施行の「育児休業等に関する法律」を大幅に改正し、介護
	休業規定を導入して、99年より全面的に施行した。育児や介護を抱える
	男女労働者の職業生活と家庭生活との両立を助けるとともに、熟達した
	労働者の有効活用を目的とする。
M字曲線	我が国の女性の年齢階級別の労働力率(労働力人口/15歳以上の人口)
	は、出産・育児期に低下し、40 歳代で再び高くなるM字曲線を描いてい
	る。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率を
	見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づく。この
	ことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実
	際就業できない女性が多いことがわかる。
エンパワーメント	女性を単に社会・経済転換の犠牲者や受益者と見るのではなく、変化
Empowerment	を引き起こす力(パワー)を持つ存在と見て、その能力を備える(エン
	パワー)過程のこと。1980年の第2回国連世界女性会議の頃から、「南」
	の国の女性によるネットワークにおいて使われ始めた。その力には個人
	的レベルでの自己決定能力から、法的、社会的、経済的能力まで含まれ
	ている。
介護保険制度	保険料負担のもと、要援護状態となったとき一定の介護サービス(在
	宅・施設) の給付を受ける公的保険制度。介護保険法は 1997 年 12 月に
	成立し、2000 年 4 月に施行された。40 歳以上が被保険者で、65 歳以上
	を第1号被保険者、40歳から64歳の医療保険加入者を第2号被保険者
	とし、給付の1割を利用料とする。
家族経営協定	家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人一人の役割と責任
	を明確にし、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、農
	業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、
	休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるもの。家族経営
	協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営
	におけるそれぞれの役割分担や位置づけが明確になる。

用 語	内容
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳まで(再生産年齢)の女性の年齢別出生率を合計した
	もので、1人の女性が再生産年齢を通過する間に、その年の年齢別特殊
	出生率に基づいて子どもを産んだと仮定した場合の平均出生児数。合計
	特殊出生率は、昭和40年代はほぼ2.1台で推移していたが、50年に2.00
	を下回ってから低下を続け、平成 14 年には 1.32 (本県は 1.56) となって
	いる。
婚姻率	婚姻(事実婚は含まない)の発生頻度を示す指標。普通婚姻率と特殊
	婚姻率がある。普通婚姻率は、特定の年の総人口に対する婚姻総数(再
	婚も含む) であり、日本の政府統計では、10 月 1 日付けの人口 1,000 人
	当たりの結婚届出件数が用いられる。この指標は人口の年齢構成の変化
	や再婚の動向によって影響を受け、また婚姻の発生状況は、性別や年齢、
	初婚であるか再婚であるかなどによって異なるため、目的に応じて男女
	別、年齢別、初婚・再婚別などの特殊婚姻率が考案されている。
三歳児神話	子どもは3歳までの時期がその成長にとってとりわけ重要なので母親
	の手で育てるべきであり、そうしないと子どものその後に悪影響を及ぼ
	すとして、母親役割を強調する考え方。この考え方の浸透は、乳幼児の
	いる母親達が職業を持つことを困難にし、父親を育児から遠ざけ、さら
	には母親達の緊張感を高め、育児不安を強める作用をもたらした。しか
	し次第に反論が積み重ねられ、98 年版厚生白書は「三歳児神話には少な
	くとも合理的な根拠は認められない」として、公的機関として初めて否
	定的見解を示した。
シェルター	緊急一時保護施設。本来は危険から身を守る避難場所を意味するが、
Shelter	女性問題の関連では夫や恋人の暴力から逃れる女性のための緊急一時保
	護施設を指す。広義には、都道府県に設置されている婦人相談所や母子
	生活支援施設に併設された施設を含むが、一般的には、民間の女性団体
	・グループの手による施設を指す。
ジェンダー	社会的に形成された性別をいう。生物学的な性別であるセックス(sex)
Gender	と区別して使われる。
ジェンダー・エンパワー	女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるか
メント指数(G E M)	どうかを測る指標で、UNDP(国連開発計画)の「人間開発報告書」
	に記載されている。具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める
	女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女
	性の割合を用いて算出している。

用語	内 容
女子差別撤廃条約	国連総会の採択した世界女性の権利章典。正式名称は、「女子に対する
	あらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。国連では、1967年に女性差
	別撤廃宣言を採択した後、79 年 12 月第 34 回国連総会で本条約が採択さ
	れ、81 年 9 月に国際的に効力を発生した。日本は 85 年 6 月に批准、同
	年7月に効力が発生した。
	条文は、前文 15 パラグラフと本文 6 部 30 条から成る。「固定化された
	男女役割分担観念の変革」を中心理念とし、公的分野から私的分野まで
	あらゆる形態の女性差別を撤廃することを内容とする。最大の特徴は、
	法律上の平等ばかりでなく、事実上の平等の実現を目指し、個人・団体
	・企業による差別の撤廃を求め、差別となる慣習・慣行の修正・廃止を
	要求していることである。事実上の平等を促進するために、「暫定的な特
	別措置」をとることが認められている。
女性2000年会議	女性 2000 年会議は、2000 年 6 月に国連特別総会としてニューヨーク
	で開催された。会議には、約 180 か国から約 2,300 名の政府代表団及び
	参加資格を有する約1,000団体から約2,000名のNGOが参加した。この
	会議では、第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領の実施状況の
	検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が
	行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のた
	めの更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる成果文書)として取りまと
	められた。
ストーカー規制法	平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、
	同年11月24日に施行された。この法律では、「ストーカー行為」の前段
	階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警
	告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカ
	一行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととな
	っている。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申
	出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規
	定されている。
性別役割分担意識	男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識
	のこという。

用 語	内容
セクシュアル・ハラスメ	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的
ント	関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写
	真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、
	「職場(労働者が業務を遂行する場所)において行われる性的な言動に
	対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利
	益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害される
	こと」とされている。
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、
	女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措
	置を推進することを目的としている。平成11月4月に改正され、募集・
	採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理の全ての段階における
	女性に対する差別が禁止された。また、企業名公表制度の創設や調停の
	一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化された。
ドメスティック・バイオ	日本語に直訳すると「家庭内暴力」となるが、一般的には「夫や恋人
レンス	など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴
	力」という意味で使用されることが多くなっている。家庭内の出来事で
	被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことか
	ら、この問題に対する取組が急がれている。身体的なものだけでなく、
	精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあり、どのような意
	味で使われるかについて、注意が必要となる。男女共同参画基本計画に
	おいては、「夫・パートナーからの暴力」と記述されている。
配偶者からの暴力の防止	この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都
及び被害者の保護に関す	道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被
る法律	害者の相談を受けたり一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センタ
	一」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命
	令や退去命令について規定している。(平成13年4月に成立し、同年10
	月 13 日施行)法律は、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管とな
	っている。
ファミリー・フレンドリ	仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟
一企業	な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことをいう。フ
	ァミリー・フレンドリー企業は、企業にとって、労働者のモラールの向
	上、人材の確保、欠勤の減少等のメリットがあり、労働者にとっても、
	家族とのコミュニケーションの増大、仕事満足度の向上、ストレスの減
	少等のメリットがある。

用語	内容
ファミリー・サポート・	急な残業の際などの変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応するた
センター事業	め、ファミリー・サポート・センター(地域において育児、介護の相互
	援助活動を行う会員組織)を設置し、会員による相互援助活動を支援す
	る市町村に対し、厚生労働省が必要な経費の援助を行うもの。
ポジティブ・アクション	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあら
Positive action	ゆる分野の活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必
	要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に
	提供することをいう。男女共同参画社会基本法第2条では、「積極的改善
	措置」として規定されている。我が国では審議会等委員の登用や公務員
	の採用・登用等でこうした措置が進められている。アファーマティブ・
	アクションと呼ばれることもある。
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことを
Media literacy	いう。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、
	女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少な
	くない現状にある。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・
	視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア
	・リテラシーの向上を図ることが必要である。
リカレント教育	職業上必要な知識・技術を習得するための高度な教育のほか、人間性
	を豊かにすることをねらいとして行われる教育を含めた、社会人の多様
	な学習ニーズに対応して提供される様々な教育を指す。リカレント教育
	は、大学等における社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、公開講
	座の実施など様々な手段を通して行われている。
リプロダクティブ・ヘル	1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された
ス/ライツ	概念で、重要な人権の1つとして認識されている。リプロダクティブ・
Reproductive health/	ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないか
rights	を選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健
	康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連にして、
	思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関す
	る課題が幅広く議論されている。

参考:内閣府男女共同参画局「市町村男女共同参画計画の策定の手引」(平成13年8月) 「岩波女性学事典」(編集委員 井上輝子ほか)ほか